熊谷市木造住宅耐震改修等補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、熊谷市建築物耐震改修促進計画に基づき、災害に強いまちづくりを促進するため、木造住宅の耐震改修等を行う建築物の所有者等に対し費用の一部を予算の範囲内で補助するため必要な事項を定めるものとする。

２　前項の補助金の交付に関しては、熊谷市補助金等の交付手続等に関する規則（平成１７年規則第５９号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　耐震診断　熊谷市木造住宅耐震診断補助金交付要綱（以下「耐震診断要綱」という。）第２条第１項第２号に規定する耐震診断をいう。

(2)　耐震改修　耐震診断要綱第３条に規定する木造住宅であって、耐震診断による上部構造評点等(一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法又は精密診断法によるもの。以下同じ。）が１．０未満又は地盤若しくは基礎が安全でないと診断された木造住宅（以下「補助対象建築物」という。）について、上部構造評点等が１．０以上かつ地盤及び基礎が安全となるよう改修する設計（以下「耐震改修設計」という。）並びにこれに基づく工事（以下「耐震改修工事」という。）を実施することをいう。

(3)　簡易耐震改修　補助対象建築物について、当該建築物が倒壊しても安全な空間が確保できる耐震シェルター又は防災ベッドのいずれかの設置を行う工事（以下「簡易耐震改修工事」という。）

を実施することをいう。

（補助金の交付要件）

第３条　補助金の交付を受けることができる耐震改修又は簡易耐震改修（以下「耐震改修等」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1)　耐震改修設計は、耐震診断要綱第２条第１号に規定する建築士（以下「建築士」という。）が行うものであること。

(2)　耐震改修等の設計図は、耐震改修等の実施後の耐震診断で所定の構造強度が得られることを確認したものであること。

(3)　耐震改修等の工事監理及び現場検査は、耐震改修等の設計図に基づき、建築士が行うものであること。

（補助金の交付を受けることができる者）

第４条　補助金の交付を受けることができる者は、市内に住所を有する者であって、補助対象建築物に居住し、かつ所有している者又はその者の２親等以内の親族である者とする。

２　前項の規定にかかわらず、補助金交付の対象として市長が不適当と認める者は交付の対象としない。

（補助金の額）

第５条　耐震改修の補助金の額は、補助対象建築物１戸につき、耐震改修に要した費用の額に３分の１を乗じて得た額（その額に１，０００円未満の端数がある場合においては、その端数を切り捨てた額）とし、６００，０００円を限度とする。

２　簡易耐震改修の補助金の額は、補助対象建築物１戸につき、簡易耐震改修に要した費用の額に２分の１を乗じて得た額(その額に１，０００円未満の端数がある場合においては、その端数を切り捨てた額）とし、２００，０００円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、木造住宅耐震改修等補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　申請者及び所有者の住民票の写し

(2)　登記事項証明書、家屋評価証明書、その他補助対象建築物の所在地、所有者及び建築時期が確認できるもの

(3)　建築士が作成した耐震診断報告書及び関係図面

(4)　耐震改修等の費用がわかる見積書の写し

(5)　その他市長が必要と認めるもの

２　前項の申請書にて記載を求めていない事項及び同項各号に掲げられていない書類は規則第５条第３項の規定により、省略されたものとみなす。

第７条　市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、申請内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、木造住宅耐震改修等補助金交付決定・却下通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、必要があるときは、当該補助金の交付決定に条件を付することができる。

３　補助事業者等は、やむを得ない理由により第１項の規定による通知を受けた後に補助事業等を取りやめるときは、速やかに木造住宅耐震改修等取りやめ届（様式第３号）を市長に届けでなければならない。

４　前項の規定による届出があったときは、第１項に定める交付の可否の決定がなかったものとする。

（補助事業者等の着手）

第８条　補助事業者等は、前条第１項の規定による通知を受けた後で

なければ、補助事業等に着手することができない。

（完了実績報告）

第９条　補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、速やかに木造住宅耐震改修等補助金完了実績報告書（様式第４号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1)　請負者と締結した契約書の写し

(2)　領収書等の写し

(3)　請求内訳書

(4)　耐震改修の設計図

(5)　耐震改修の実施後の耐震診断書

(6)　建築士による工事監理及び現場検査の報告書

(7)　耐震改修工事の施行前､施工中及び施行後における実施箇所の写真

(8)　その他市長が必要と認めるもの

２　補助事業者等は、簡易耐震改修工事が完了したときは、速やかに木造住宅簡易耐震改修完了実績報告書（様式第４号の２）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　請負者と締結した契約書の写し

(2)　領収書等の写し

(3)　請求内訳書

(4)　簡易耐震改修工事の施工前､施工中及び施工後における実施箇所の写真

(5)　その他市長が必要と認めるもの

（補助金の交付額の確定）

第１０条　市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、その報告内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い適当と認めたときは、補助金の額を確定し､木造住宅耐震改修等補助金交付確定通知書(様

式第５号）により補助事業者等に通知するものとする。

（補助金の交付請求及び交付）

第１１条　補助事業者等は、補助金の交付を受けようとするときは、前条の規定による通知を受けた日の翌日から起算して３０日を経過する日又は第７条第１項の規定による通知を受けた日の属する年度の２月末日のいずれか早い日までに、木造住宅耐震改修等補助金交付請求書（様式第６号）により、市長に請求しなければならない。

２　市長は、前項の請求があったときは、補助事業者等に対して、速やかに補助金を交付するものとする。

（書類の整備等）

第１２条　補助事業者等は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備保管しておかなければならない。

２　前項の帳簿及び証拠書類は、第７条第１項の規定による通知を受けた日の属する年度の翌年度から５年間保存しなければならない。

（補助の制限）

第１３条　補助金の交付は、補助対象建築物１戸につき１回限りとする。

（その他）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の日の前日までに、熊谷市木造住宅耐震改修等助成金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

（この要綱の失効）

３　この要綱は、令和１３年３月３１日限り、その効力を失う。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２８年１１月２２日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年６月２２日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。